

令和4年度 山口県主任介護支援専門員更新研修 開催要項

1 目的

主任介護支援専門員に対して、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間の更新時に併せて、研修の受講を課すことにより、継続的な資質向上を図るための定期的な研修受講の機会を確保し、主任介護支援専門員の役割を果たして行くために必要な能力の保持・向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会（山口県指定研修実施機関）

3 資格の更新

主任介護支援専門員の資格有効期間内に主任介護支援専門員更新研修を修了することにより、主任介護支援専門員の資格を更新することができる。

なお、更新後の主任介護支援専門員資格の有効期間は更新前の主任介護支援専門員資格有効期間満了日の翌日から5年間

4 対象者・受講要件

主任介護支援専門員更新研修は、「主任介護支援専門員研修」又は「主任介護支援専門員更新研修」修了証明書の有効期間が令和7年（平成37年）3月31日までの者（主任資格有効期間満了日の前々年度から受講可能）であり当該研修受講要件（以下の（1）～（4））のいずれかを満たす主任介護支援専門員のみ受講できる。なお、（1）、（3）、（4）は申込時点を基準とする。

- (1) 資格を有する期間内（過去5年間以内）に、介護支援専門員法定研修及び日本（山口県）介護支援専門員協会（地域協会を除く）が開催する介護支援専門員に係る研修の講師の経験がある者
- (2) 知事が定める基準を満たす、地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に、前回の主任介護支援専門員更新研修の修了日の翌日（初回更新前の場合は主任介護支援専門員研修の修了日の翌日）から、次に受講する主任介護支援専門員更新研修が修了する前日までの期間で8回以上（他都道府県で開催される研修は8回のうち4回まで）かつ、いずれかの年度内に4回以上参加した者（注1）（注2）
- (3) 資格を有する期間内（過去5年間以内）に、日本ケアマネジメント学会及び日本（都道府県）介護支援専門員協会が開催する研究大会及び介護保険研究大会において、介護支援専門員に関する事例等について演題発表した経験がある者
- (4) 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー
（注1）山口県外からの登録移転者については、勤務する（勤務していた）事業所が属する都道府県が受講要件として認めている研修に限る。
（注2）研修講師は、その証明により研修を受講したものとする。

※ 山口県HP「かいごへるぷやまぐち」に、（2）の対象となる研修の一覧を掲載しています。

なお、主任介護支援専門員の更新制度が開始された平成28年度以降に介護支援専門員証が失効した場合（有効期間を超過した場合）、主任介護支援専門員の有効期間内であっても、その時点で主任介護支援専門員資格を喪失するため、注意すること。（ただし、介護支援専門員再研修を修了して介護支援専門員証の交付を受けると、主任介護支援専門員の資格は再び有効となる。）

また、山口県以外の登録者については、登録地である都道府県の受講要件を満たす必要がある。該当者は受講申込み前に県担当者（「16 問合せ先」を参照）に連絡すること。

5 定員

180人

※総受講者数によっては【Cコース】を実施しません。予め御了承ください。

6 研修日程、科目及び講師

別紙「令和4年度山口県主任介護支援専門員更新研修日程・プログラム表」のとおり
※各コースの受講日程(コース)については、**申込順に受け付け、各コースの定員に達した場合は、別のコースで受講していただくこととなります。**希望コースに添えない場合があります。予め御了承くださるようお願いいたします。

7 研修会場

山口市秋穂二島1062

山口県セミナーパーク 社会福祉研修室

大研修室（Cコース第3日目のみ）

8 受講料（教材費等） 40,000円

受付完了後、名鉄観光サービス株式会社山口支店から請求しますので、指定された期日までに振込してください。なお、受講決定後は、キャンセルされた場合でも、受講料の返還はいたしかねます。

9 申込手続

(1) 申込方法 郵送により、下記の書類等を期限までに提出してください。

注1 提出書類の内容に誤りがあった場合などは、受講開始後であっても、受講を中止していただくことがあります。

注2 提出の際は、書類の不足等がないよう、別添「提出書類チェックリスト」により提出書類を確認してください。同リストの提出は不要です。

ア 【様式1】「令和4年度 山口県主任介護支援専門員更新研修・受講申込書」

イ 介護支援専門員証の写し

ウ 主任介護支援専門員研修修了証明書の写し（有効期間内のもの）又は主任介護支援専門員更新研修修了証明書の写し（有効期間内のもの）

エ 「4 対象者・受講要件（1）～（3）」の該当者は、研修実施機関・主催者が発行する証明書の写し

※「4 対象者・受講要件（2）」の該当者で申込書に「見込み」と記載した場合は、主任介護支援専門員更新研修の修了日までに、証明書の写しを提出してください。

※「かいごへるぷやまぐち」に、（2）の対象となる研修の一覧を掲載しています。

オ 「4 対象者・受講要件（4）」の該当者は、当該資格を証明する書類の写し

(2) 留意事項

- ア 演習科目については、事例提出を受講者全員にお願いします。提出がない場合は、受講を中止していただくことがあります。
- イ 研修の円滑な実施のため、受講申込書に基づいて受講者名簿を作成します。
なお、個人情報については、本会規程に基づき適正に管理します。
- ウ 災害等の緊急時に備えて、携帯電話をお持ちの方は、電話番号の記入もお願いします。

(3) 申込受付期間

令和4年7月1日(金)～令和4年7月22日(金) 厳守 (名鉄観光サービス株式会社 山口支店必着)

受付完了後、名鉄観光サービス株式会社 山口支店から、自宅に受講証及び受講料請求書等を送付します。

8月12日(金)までに通知がない場合は、山口県社会福祉協議会福祉研修部(福祉研修センター)(083-987-0123)までお問い合わせくださるようお願いいたします。

(4) 受講決定

申込人数が定員を超える場合は、以下の者を優先し、受講者を決定します。

- (1) 主任介護支援専門員資格の有効期間が今年度研修を受講しなければ切れる者
- (2) 介護支援専門員証の有効期間満了日が間近である者

10 修了証明等について

- (1) 全ての科目を修了された方には、社会福祉法人山口県社会福祉協議会長名の修了証明書を交付します。なお、紛失等による修了証明書の再発行については、1通につき1,000円の手数料が必要となりますので、受領後は、大切に保管してください。
- (2) 受講申込書や受講要件確認書類の記載事項が事実と異なっていたため、受講要件を満たしていないことが判明した場合は、修了証明書交付後であっても、修了を無効とし、修了証明書を返還していただきます。
- (3) 本研修修了者には、研修目的を踏まえ、介護支援専門員に対する各種研修における講師や助言者など、介護支援専門員に対する指導的役割を担っていただきます。
そのため、研修修了者の「氏名」「介護支援専門員登録番号」「所属」「修了年月日」「主任介護支援専門員更新研修修了証明書の有効期間」を記載した名簿を作成し、県内の市町及び介護支援専門員に対する研修を行う機関として県が指定する指定研修実施機関「山口県介護支援専門員協会」に提供します。
なお、提供に当たっては、「主任介護支援専門員制度の円滑な実施に資するために使用し、それ以外の目的に使用しないこと。」「情報の漏えい、紛失、破壊、改ざん等の防止、その他情報を適切に管理するための必要な措置を講ずること。」を条件とします。

11 受講上の留意事項

- (1) 欠席、遅刻又は早退があった場合は、次のとおり取扱います。

- ア 遅刻があった場合は、遅刻部分の補講を行い、補講受講により当該科目を受講したものとします。
- イ 欠席、遅刻又は早退があった場合は、一部でも未受講科目があればすべての研修科目を修了したことになるため、修了証明書を交付しません。
- (2) 受講態度が著しく悪い、他の受講者への迷惑行為を行うなどの不適切な受講が認められる場合や、演習事例などの受講に当たっての必要書類を提出されない場合は受講を中止していただくことがあります。受講中止の場合も、全ての研修科目を修了したことになるため、修了証明書を交付できません。
- (3) 各研修日の時間割や受講決定後に必要となる各種届出の手続きなどについては、受講決定通知及びオリエンテーションの際にお知らせします。

12 個人情報の取扱いについて

本研修での個人情報の取扱いについては、個人情報保護法に関する条項を含んだ業務委託を「名鉄観光サービス株式会社 山口支店」と契約しています。

なお、「申込書等」により取得した個人情報は、本研修の運営にのみ利用します。

13 昼食について

昼食は各自で準備するか併設の食堂を利用することができます。

14 その他

- (1) 新型コロナウイルス感染症の状況によっては、開催が延期又は中止される場合があります。なお、延期又は中止により本来の資格更新時期を過ぎてしまう介護支援専門員の有効期限の取扱いについては、研修の延期又は中止が決定した場合、山口県長寿社会課ウェブサイト「かいごへるぷやまぐち」(<https://www.kaigo.pref.yamaguchi.lg.jp/>)に掲載してお知らせします。
- (2) 欠席される場合は、研修前日までに必ず連絡してください。なお、遅刻する場合は、速やかに連絡してください。

【新型コロナウイルス感染拡大防止への御協力をお願い】

- 研修当日に、息苦しさ、強い倦怠感、発熱や咳など風邪の症状がある場合は研修への参加を控えてください。
- 参加者やその家族等が濃厚接触者等の疑いがある場合は、研修への参加を控えてください。
※欠席される場合は、早めに福祉研修センターに連絡してください。
- 研修当日は、各自でマスクを持参してください。

- (3) 本研修は厚生労働大臣指定の特定一般教育訓練指定講座（指定番号：3520045-2210013-6）に該当します。特定一般教育訓練給付金制度を希望される者は、受講開始の1月前までにお住いの地域管轄のハローワークにおいて教育訓練給付資格を受け、受給資格確認通知書の写しを**7月29日(金)**までに事務局あてに持参又は郵送してください。詳しくは、お近くのハローワークにお尋ねください。

15 申込先

【研修申込先】

名鉄観光サービス株式会社 山口支店 (担当：大田)

〒753-0074 山口市中央3丁目1番7号 ミツイビル3階

TEL 083-923-2600

※ 研修のお申込先は、名鉄観光サービス株式会社山口支店となりますので、くれぐれもお間違いのないようにお願いします。

16 問合せ先

【研修内容に関すること】

社会福祉法人山口県社会福祉協議会 福祉研修部 (福祉研修センター) (担当：佐々木)

TEL 083-987-0123

【介護支援専門員証の更新、登録、制度等に関すること】

山口県健康福祉部長寿社会課地域包括ケア推進班 (担当：小玉)

TEL 083-933-2788

17 会場周辺地図

<山口県セミナーパーク>

【所在地・連絡先】〒754-0893 山口市秋穂二島 1062 TEL 083-987-0123

